

○日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱

平成17年11月1日

告示第121号

改正 平成20年3月27日告示第48号

平成23年3月23日告示第39号

平成23年8月4日告示第109号

平成25年3月25日告示第56号

平成31年4月1日告示第77号

令和4年6月30日告示第217号

(趣旨)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震化を促進し、もって地震に強いまちづくりに資するため、予算の範囲内において耐震診断を支援する日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震木造住宅 昭和56年5月31日以前に着手し、現に完成している木造住宅をいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条の一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。
- (3) 耐震診断士 建築士法第23条の3の規定により宮崎県知事（以下「知事」という。）が登録する建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）に所属する建築士で、知事が開催する宮崎県木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、知事が登録する宮崎県木造住宅耐震診断士をいう。
- (4) 耐震診断 宮崎県が定める宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、耐震診断士が旧耐震木造住宅の耐震性能を評価する診断をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象住宅の耐震診断を受診する者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 次に掲げる者のいずれかに該当すること。
 - ア 補助対象住宅を所有する者
 - イ 補助対象住宅に居住する者（補助対象住宅を所有する者が、当該耐震診断について同意する場合に限る。）
- (2) 次の各区分に掲げる条件に応じ、当該各区分に定める者が市税を滞納していないこと。
 - ア 前号アに規定する者が補助金の交付を申請する場合 本人及び本人と同一世帯に属する者
 - イ 前号イに規定する者が補助金の交付を申請する場合 本人及び補助対象住宅に居住する者
- (3) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同

条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たす旧耐震木造住宅とする。

- (1) 市内に現存する住宅であること。
- (2) 法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないこと。
- (3) 賃貸借の用に供するものでないこと。
- (4) 居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えること。
- (5) 地上階数が2以下であること。
- (6) 在来軸組構法、枠組壁構法又は伝統的構法で建築されたものであること（国土交通大臣の特別な認定を得た工法によるものを除く。）。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす耐震診断とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当するものが請負契約に基づき行うこと。
 - ア 建築士事務所であって、本市に本店、支店、営業所等の事業所の住所を有する事業者
 - イ 建築士事務所であって、本市に住所を有する個人事業者
- (2) 前号の規定により契約した建築士事務所に所属する耐震診断士が診断すること。
- (3) 第7条第2項に規定する交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに完了すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の15分の14と上限額84,000円と比較して低い額とする。この場合において、1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業計画を変更するときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定

し、補助事業計画変更承認（却下）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、事業計画の変更の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（状況報告及び指示）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、交付決定者に対し、指示書（様式第5号）により必要な措置を講ずるよう指示することができる。

（中止の届け）

第10条 交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、補助事業中止届出書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了報告及び交付確定）

第11条 交付決定者は、耐震診断を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を通知した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、耐震診断完了報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは別に期限を設けて提出させることができる。

2 市長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付額の確定に当たり、必要と認めるときは、交付決定者又は耐震診断士に対し、耐震診断について説明を求め、又は調査をすることができる。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条第2項に規定する通知があった日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、請負契約を締結する建築士事務所（以下「契約事業者」という。）を代理人と定め、補助金の請求及び受領を委任することができる。

3 前項の委任を受けた契約事業者は、前条第2項の規定による通知があった日から起算して10日を経過する日までに、補助金交付請求書（様式第9号）のほか補助金代理請求及び代理受領に関する委任状（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに当該補助金の請求をした者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者又は補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（1）第9条に規定する指示を遂行又は完了する見込みがないとき。

（2）補助対象事業を中止するとき。

（3）補助対象事業を予定の期間に遂行又は完了する見込みがないとき。

（4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（5）その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書(様式第12号)によりその返還を命ずるものとする。

(免責)

第15条 市は、補助対象者と建築士事務所その他第三者との間で生じる紛争又は損害について、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

日向市長 様

申請者 住所
氏名 (※)
電話番号

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

補助金交付申請書

日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金の交付を受けたいので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 事業計画

事業主体	申請者に同じ
事業場所	日向市
事業内容	旧耐震木造住宅の耐震診断

2. 収支予算

収入の部		支出の部	
市補助金	円	補助対象経費	円
自己資金額	円		
計	円	計	円

3. 交付申請額 円

4. 関係書類

- (1) 別紙1 補委任状（権限を委任する場合）
- (2) 別紙2 耐震診断に関する同意書（申請者と所有者が違う場合）
- (3) 耐震診断を受けようとする補助対象住宅の位置図
- (4) 耐震診断を受けようとする補助対象住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類
- (5) 耐震診断の見積書
- (6) 日向市税の完納証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

別紙1 委任状（日向市木造住宅耐震診断支援事業）

年 月 日

日向市長 様

補助事業申請手続き等に関する委任状

日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金の交付に係る申請手続き及び通知書等の受領に関する一切の権限を、下記の受任者に委任します。

委任者（申請者） 住 所
氏 名 (※1)

(※1) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記委任者から、日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金の交付に係る申請手続き及び通知書等の受領に関する一切の権限を受任しました。

受任者 住 所
(商号又は名称)
(代表者) 氏名 (※2)

(※2) 法人の場合、記名押印してください。

ただし、代表者が自署する場合は、押印は不要です。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

別紙2 耐震診断に関する同意書（日向市木造住宅耐震診断支援事業）

年 月 日

日向市長 様

所有者 住所
氏名 (※)
電話番号

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

耐震診断に関する同意書

日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金の交付に係る申請手続きにあたり、所有する補助対象物件について、下記により耐震診断することに同意します。

記

1. 所有する補助対象物件

所在地 :
建物用途 :
建築時期 :
構造規模 :

2. 申請者

住所 :
氏名 :

3. 耐震診断士

住所 :
商号又は名称 :
氏名 :

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請があった日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金の交付については、可否を決定したので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付決定に付する条件
 - （1） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。
 - （2） 日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
3. 却下する場合の理由

年 月 日

日向市長 様

申請者 住所
氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった日向市木造住宅耐震診断支援事業については、当該事業計画の変更の承認を受けたいので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 変更の理由 _____

2. 変更後の事業計画

事業主体	申請者に同じ
事業場所	日向市
事業内容	旧耐震木造住宅の耐震診断

3. 変更後の収支予算

収入の部		支出の部	
市補助金	円	補助対象経費	円
自己資金額	円		
計	円	計	円

4. 変更交付申請額 円

5. 関係書類

- (1) 別紙1 委任状（変更がある場合）
- (2) 別紙2 耐震診断に関する同意書（所有者に変更がある場合）
- (3) 耐震診断の変更見積書（見積額に変更がある場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

補助事業計画変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請があった日向市木造住宅耐震診断支援事業の事業計画の変更の承認については、可否を決定したので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 変更交付決定額 円
2. 変更承認に付する条件
 - (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。
 - (2) 日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
3. 却下する場合の理由

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

指 示 書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定を通知した日向市木造住宅耐震診断支援事業については、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり指示します。

記

1. 指示の内容	
2. その他	

年 月 日

日向市長 様

届出者 住所
氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

補助事業中止届出書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった日向市木造住宅耐震診断支援事業については、中止したいので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1. 中止の理由

2. 関係書類

- (1) 補助金交付決定通知書
- (2) 補助事業計画変更承認通知書（変更承認の通知を受けた場合）
- (3) 補助金交付確定通知書（交付確定の通知を受けた場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

日向市長 様

報告者 住所
氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

耐震診断完了報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった日向市木造住宅耐震診断支援事業については、年 月 日をもって耐震診断を完了したので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 決算又は決算見込

収入の部		支出の部	
市補助金	円	補助対象経費	円
自己資金額	円		
計	円	計	円

2. 関係書類

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 耐震診断の契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付けで耐震診断完了の報告があった日向市木造住宅耐震診断支援事業については、補助金の交付額を確定したので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付確定額

円

年 月 日

日向市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

印

補助金交付請求書

年 月 日付け(文書番号)で交付確定の通知があった日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金については、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第12条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

請求金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関名									
本店・支店 支所・出張所									
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座								
口座番号									
フリガナ									
口座名義人									

年 月 日

日向市長 様

補助金代理請求及び代理受領に関する委任状

年 月 日付け(文書番号)で交付確定の通知があった日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金については、下記の受任者を代理人とし、次の権限を委任します。

1. 請求及び受領に関する一切の権限
2. 請求及び受領の額 円

委任者(申請者) 住所
氏名 (※1)

(※1) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記委任者から、年 月 日付け(文書番号)で交付確定の通知があった日向市木造住宅耐震診断支援事業による補助金については、請求及び受領に関する一切の権限を受任しました。

受任者(契約事業者) 住所
商号又は名称
代表者氏名 (※2)

(※2) 法人の場合、記名押印してください。

ただし、代表者が自署する場合は、押印は不要です。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

交 付 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付け(文書番号)で交付決定を通知した日向市木造住宅耐震診断支援事業については、以下のとおり交付決定を取り消すので、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
取 消 額	円
取消しの理由	
備 考	

文 書 番 号
年 月 日

様

日向市長

印

補 助 金 返 還 命 令 書

年 月 日付け(文書番号)で交付決定取消しを通知した日向市木造住宅耐震診断支援事業については、日向市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

補助金返還命令額	円
返還の理由	
備 考	